

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認宮城地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	2 件

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 42 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 3 月  
② 平成元年 12 月から 3 年 8 月まで

A 市 B 地区に居住している時に督促状が頻繁に届き、相談に行ったところ「一括払が無理なら払える金額でいい。」と言われ、月々 1 万円の納付書を送ってもらうことになり、送ってもらった納付書で未納分は全額納付した。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、1 か月と短期間である上、申立期間直後の昭和 62 年 4 月から平成元年 4 月までの国民年金保険料は納付済みである。

また、オンライン記録によれば、申立人の国民年金手帳記号番号の 8 番前の被保険者は、昭和 61 年 4 月 1 日に第 3 号被保険者の資格を新規取得したことにより、初めて国民年金被保険者となっているが、その事務処理は 62 年 7 月 14 日に行われたことが確認できることから、申立人の国民年金の加入手続は同年 7 月頃に行われたものと推認され、この時点で申立期間の保険料は納付することが可能である。

さらに、申立人は、「申立期間当時は A 市 C 地区に居住していたが、D 市から住民票を移していなかった。」と述べているところ、A 市の国民年金被保険者名簿（電子データ）によれば、申立期間①直後の昭和 62 年 4 月から平成元年 4 月までの国民年金保険料は、申立人の実家がある D 市で納付されていることが確認できることから、当該期間に係る保険料は両親が納付していたものと推察される。また、D 市の国民年金被保険者名簿

(紙名簿及び電子データ)によれば、納付組合に加入していた申立人の両親は、申立期間を含め国民年金被保険者期間に未納期間が無い上、申立人がE社に勤務し厚生年金に加入している昭和63年4月から平成元年2月までの期間についても、申立人の国民年金保険料を納付していることから、国民年金に対する納付意識の高いその両親が、申立期間①の保険料を納付しなかったとは考えにくい。

一方、申立期間②については、A市の国民年金被保険者名簿(電子データ)によれば、申立期間に係る保険料を納付したとする記録を確認することはできない。

また、申立人は、「申立期間当時、国民年金保険料の督促状が頻繁に届いたが保険料を納付することができず、そのままにしておいた時期がある。」と述べており、当該期間の保険料が未納であったことを認めている上、通常、過年度納付は納付可能な古い順から納付するところ、オンライン記録によれば、平成3年9月から5年7月までの国民年金保険料が過年度納付されていることが確認できることからすると、申立人は、過年度納付が可能であった3年9月分からの保険料を納付したものと考えられ、それ以前の申立期間は、時効により、保険料を納付できなかったものと推察される。

さらに、申立人は、相談に行ったところ、「一括払が無理なら、支払える金額で良いと言われ、月々1万円の納付書で保険料を納付した。」と申し立てていることから、1か月分ごとの過年度納付書が作成され、過年度納付していたことがうかがえるところ、過年度納付したことが確認できる平成3年9月から5年7月までの当時の保険料額は、申立人が納付したとする金額と、過年度納付を行った平成3年度から5年度の保険料額(月々9,000円から1万500円)と近似していることから、その間の保険料を納付した記憶を述べている可能性がある。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和62年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 7 月から同年 9 月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す納付書・領収証書を所持している。保険料を納付する際、時効のことは説明されなかったし、説明を受けていれば納付することもなかった。

保険料を納付して 28 年も経ってから保険料を還付する旨の書類が送られてきたが、還付ではなく、保険料納付済期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金保険料を昭和 59 年 1 月 24 日に納付したことを示す領収証書を所持していることから、申立期間の保険料が過年度納付されたことが確認できるが、この時点において、申立期間の保険料は時効により納付できなかったにもかかわらず、これが還付された事実は認められないことから、申立人は、時効により納付できない申立期間の保険料相当額を納付し、これが長期間国庫歳入金として扱われていたことは明らかである。

したがって、昭和 59 年 1 月 24 日は特例納付の実施期間中ではなく、また、この時点では、時効により申立期間の保険料を納付できないことを理由として、保険料の納付を認めないとするのは信義則に反することなどの事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aに係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が平成21年4月1日とされ、同日から22年2月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の同社における資格取得日を21年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を62万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年4月1日から22年2月1日まで

私は、平成21年4月1日から株式会社Aの代表取締役として勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、社会保険事務担当者が厚生年金保険被保険者の資格取得届の提出を失念していた。

後年、改めて資格取得届等を行ったものの、申立期間については、厚生年金保険法第75条該当記録として、保険給付の対象とならない期間とされているので、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の株式会社Aに係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が平成21年4月1日とされ、同日から22年2月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間とされている。

しかしながら、株式会社Aから提出された職務発令に係る資料及び申立期間に係る給与台帳データから、申立人は、同社に平成21年4月1日か

ら継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

一方、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が「当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められる場合には、記録訂正の対象とすることができない旨規定されているところ、株式会社Aの商業登記簿により申立人は平成21年4月1日に代表取締役就任していることが確認できる。

しかしながら、株式会社Aの社会保険事務担当責任者は、同社の社会保険事務に申立人が直接関与することはないとしている上、申立人の厚生年金保険の加入について、「申立期間当時、社長の給与関係事務は全て親会社であるB株式会社が行っていたため、親会社が年金事務所への届出をするものと勘違いしていた。」として、当該事務担当者が申立人の厚生年金保険被保険者資格取得届の提出を失念していたことを認めていることから、申立人は、特例法第1条第1項ただし書に規定される「当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当しないものと判断される。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記給与台帳データで確認できる厚生年金保険料控除額から、62万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、事業主が申立期間当時に事務手続を失念していたとして届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、株式会社B）C支社における資格取得日に係る記録を昭和51年2月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年2月28日から同年3月1日まで

私は、昭和29年4月1日にA株式会社に入社して以来、平成5年6月28日に退職するまで継続して勤務していたが、昭和51年2月28日付けで同社本社から同社C支社に転勤した際の申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無かった。継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

株式会社Bからの回答及び同社から提出された在籍期間証明書並びに雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人がA株式会社に継続して勤務し（昭和51年2月28日にA株式会社本社から同社C支社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社C支社における厚生年金保険被保険者原票の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付したか否かについては、株式会社Bは当時の資料が残っていないため不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、株式会社B）C支社における資格取得日に係る記録を昭和51年2月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年2月28日から同年3月1日まで

私は、昭和49年4月1日にA株式会社本社に入社し、51年2月28日に同社C支社に転勤となったが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無かった。継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

株式会社Bからの回答及び同社から提出された在籍期間証明書並びに雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人がA株式会社に継続して勤務し（昭和51年2月28日にA株式会社本社から同社C支社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社C支社における厚生年金保険被保険者原票の記録から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付したか否かについては、株式会社Bは当時の資料が残っていないため不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、株式会社B）C支社における資格取得日に係る記録を昭和51年2月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年2月28日から同年3月1日まで

私は、昭和49年4月1日にA株式会社本社に入社し、51年2月28日に同社C支社に転勤となったが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無かった。継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

株式会社Bからの回答及び同社から提出された在籍期間証明書並びに雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人がA株式会社に継続して勤務し（昭和51年2月28日にA株式会社本社から同社C支社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社C支社における厚生年金保険被保険者原票の記録から、8万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付したか否かについては、株式会社Bは当時の資料が残っていないため不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年1月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和60年1月から同年12月まで  
申立期間の国民年金保険料は、妻の保険料と一緒に二人分を納付していた。妻の保険料は納付済みとされているのに私の保険料が未納とされているのはおかしい。  
申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫婦の国民年金保険料は一緒に納付していたと述べているが、オンライン記録によれば、申立期間直後の昭和61年1月から62年3月までの申立人の保険料は63年4月30日に過年度納付されていることが確認できる。妻の昭和60年度（昭和60年4月から61年3月まで）の保険料は60年4月30日に、61年度（昭和61年4月から62年3月まで）の保険料は61年4月にいずれも前納されている。また、62年4月から同年10月までの期間についても、申立人の保険料は63年1月21日に納付されているが、妻の保険料は62年4月28日に前納されており、夫婦の保険料の納付状況は異なっている。

さらに、申立人の国民年金被保険者の資格取得日は、オンライン記録によれば、昭和63年8月4日に「昭和61年1月7日」から「昭和60年1月21日」へ、A市の国民年金被保険者名簿（電子データ）でも63年6月8日に「昭和60年1月21日」へと訂正処理が行われていることが確認できることから、訂正前は、申立期間は国民年金に未加入の期間として取り扱われており、国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

なお、上記の訂正処理が行われた時点では、申立期間は時効により国民

年金保険料を納付することはできない期間である。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から56年3月まで

私は、国民年金保険料を元夫の分と一緒に銀行で納付していたが、結婚して姓が変わった時点から30歳ぐらいまでの保険料を納付した記録が未納とされている。

私が保険料をまじめに納付していたことは、申立期間後の年金記録からも分かると思うので、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料を元夫の分と一緒に納付していたと主張しているところ、オンライン記録及びA市の国民年金被保険者名簿によると、元夫の申立期間に係る国民年金保険料は、申立人と同様に未納とされていることが確認できる。

また、A市の国民年金被保険者名簿によると、申立人の申立期間に係る国民年金保険料は未納となっている上、納付記録を訂正するなどの不自然な記録も見当たらない。

さらに、申立期間は96か月と長期間であり、関係行政機関が長期間にわたり事務処理を誤ったとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成2年9月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 45 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年9月から3年3月まで

私は、平成3年4月から会社勤めになる予定だったため、同年3月にA市B区役所に対し、同年4月以降の国民年金保険料の納付書の取扱いについて電話で質問したことを覚えているので、同年3月分までの保険料は納付書できちんと納付したはずである。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A市の「住民情報システム」によれば、申立期間に係る国民年金被保険者資格の取得及び喪失の記録が、平成7年10月12日に入力処理されていることから、申立人はこの頃に国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、加入手続を行ったと推認できる時点（平成7年10月頃）では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、申立人は、申立期間当時から現住所に居住していることなどから、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）を有しておらず、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 宮城厚生年金 事案 2769 (事案 1911 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 6 月 1 日から 42 年 4 月 1 日まで

申立期間は、A株式会社のB出張所に勤務しており、出産後も働きたいとお願いしたが一方的に辞めさせられた。

退職後すぐに国民年金の加入手続をして国民年金保険料を納付していたので、脱退手当金を受給するはずがない。

また、10年10か月間の勤務期間を将来の年金に反映させずに、一時金(3万7,219円)を受け取ることを自ら選択するとは考え難く、そのような判断をするはずがない。

申立期間が脱退手当金支給済期間とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人に係るA株式会社C支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日(昭和42年4月1日)から約1か月後の昭和42年5月4日に支給決定されているなど一連の事務処理に不自然さはないことが認められること、ii) A株式会社C支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立人の資格喪失日の前後3年以内に資格を喪失し、かつ3か月以内に再取得していない女性のうち、脱退手当金の受給要件を満たす4人について調査したところ、申立人を含む3人に脱退手当金の支給記録があり、そのうち、申立人の後任として勤務していた者は、「会社が手続をし、脱退手当金を受け取った。」と回答しており、申立人についても事業主による代理請求が行われた可能性が高いものと考えられることなどから、申立人に対し、既に当委員会の決

定に基づき平成 23 年 1 月 14 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は審議結果に納得できないとし、再申立てを行っているが、新たな資料や情報は無く、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は申立期間の脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 8 月 11 日から 41 年 8 月 31 日まで  
② 昭和 42 年 9 月 15 日から 43 年 8 月 14 日まで

申立期間①について、私は、A市のB地区付近にあった「C」の事業所に勤務し、D業務に従事していた。

申立期間②について、私は、E駅前にあった「F」の事業所に勤務し、G業務に従事していた。

しかし、年金記録を確認したところ、いずれの期間についても厚生年金保険の加入記録が見当たらなかったため、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A市のB地区付近にあった「C」の事業所に勤務していたとしているところ、当該事業所名から類推されるH株式会社の後継事業所である株式会社Iが提出したH株式会社の「職員名簿」により、申立期間①当時、A市B地区にH株式会社J事業所があったことが確認できる上、オンライン記録により、申立期間①当時、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となっていたことが確認できる。

また、申立期間①当時にH株式会社J事業所で厚生年金保険被保険者資格を取得した女性のうち、連絡先の判明した7名に照会したところ5名から回答があり、いずれも、同社J事業所において、D業務に従事していたとしていることから、申立人が同社J事業所に勤務していたことがうかがわれる。

しかし、上記回答があった5名、及び前述の「職員名簿」にJ事業所の職員として氏名が記載され、連絡先の判明した9名に照会したところ回答

があった7名は、いずれも申立人を覚えていないとしている。

また、申立人は、H株式会社における上司及び同僚の氏名を記憶していないことから、申立期間①当時の申立人の勤務実態について具体的な証言を得ることができない。

さらに、株式会社Iは、昭和40年代の資料は既に廃棄したとしていることから、申立期間①における申立人のH株式会社での勤務実態及び厚生年金保険料の控除等を確認することができない。

加えて、申立期間①に係るH株式会社J事業所及び同社K支社の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立人の氏名は見当たらず、整理番号に欠番も無い。

申立期間②について、申立人は、E駅前にあった「F」の事業所に勤務したとしているところ、申立期間②当時に当該事業所名と類似するL株式会社で厚生年金保険被保険者資格を取得した女性のうち、連絡先の判明した19名に照会したところ13名から回答があり、いずれも同事業所がE駅前にあったとしている上、オンライン記録から、申立期間②当時、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となっていたことが確認できる。

また、上記回答のあった13名のうち10名は、L株式会社においてG業務行われていたとしていることから、申立人が当該事業所に勤務していたことがうかがわれる。

しかし、上記13名のうち労働時間について回答があった9名は、L株式会社での労働時間が1日7時間から8時間であったとしているところ、申立人は、自分の労働時間は5時間であったとしていることから、当該事業所の所定労働時間の4分の3に満たず、厚生年金保険被保険者とされなかったことがうかがわれる。

また、L株式会社の元代表取締役役に照会したが、回答が得られない上、申立人は当該事業所での同僚について姓しか記憶していないことから、個人を特定することができず、申立期間②当時の申立人の勤務実態について具体的な証言を得ることができない。

さらに、申立期間②に係るL株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立人の氏名は見当たらず、整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の各申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、各申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。